

紀美野町建設工事等競争入札参加者選定要綱における指名をしない  
基準の内規

(趣旨)

第1条 この内規は、紀美野町建設工事等競争入札参加者選定要綱（令和2年告示第34号）第3条第4号における指名をしない基準を定めるものとする。

(不誠実と認められる事実)

第2条 前条における町入札執行において不誠実と認められる事実とは、次の各号のいずれかに該当する行為を一か年の間に2回行う事をいう。ただし、1日のうちに複数回行った場合も1回とみなす。

- (1) 町が事前公表している予定価格を超過した価格で応札し失格となった行為
- (2) 町が事前公表している最低落札金額未満の価格で応札し失格となった行為
- (3) 辞退の届出がなく入札執行に参加しなかった行為  
(指名しない入札案件)

第3条 前条に規定する事実を行った場合の指名しない入札案件は、当該事実から起算し当該事実を行った業者が指名され参加予定であった1回目の入札執行日に係る案件すべてとする。

附 則

この内規は、令和2年8月1日から施行する。